

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)費用の一部を助成します。

※令和4年3月31日までに治療を開始した方が対象

上天草市では、不妊治療を実施するご夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療(体外受精又は顕微授精)以外では妊娠が難しいと医師に診断された夫婦を対象に、体外受精及び顕微授精治療費に要する費用の一部を助成します。熊本県特定不妊治療費助成事業(以下「県事業」といいます。)の承認を受けたご夫婦が対象になりますので、県事業の承認を受けた後、市への申請の手続にお越しく下さい。

1 対象者 次の要件を全て満たす方が対象となります。

- ① 県事業の承認を受けた夫婦であること(県事業は別紙を参照してください。)
- ② 夫婦のいずれか一方が申請を行う日の1年以上前から上天草市に住民票があること
- ③ 治療を受けている期間において、他の市町村の助成を受けていないこと
- ④ 治療を受けている夫婦及び同一世帯員に市税等の滞納がないこと
- ⑤ 夫婦のいずれかが、医師に不妊症と診断されていること



2 助成内容

(1) 助成額

特定不妊治療費から県事業の助成額を控除した額を助成します。ただし、次のとおり上限額があります。

- ① 下記の表「治療ステージ」欄に掲げるC及びF以外の場合 上限額10万円
- ② 下記の表「治療ステージ」欄に掲げるC及びFの場合 上限額5万円

【特定不妊治療の治療ステージ】

治療ステージ	治療内容
A	新鮮胚移植を実施
B	採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるため1~3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
C	以前に凍結した胚による胚移植を実施
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
E	受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

(2) 助成回数 助成の回数は、県事業の承認を受けた回数となります。

3 申請に必要な書類 (※③、④については、県事業の申請の際に、コピーをとってください。)

- ① 上天草市特定不妊治療費助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ② 熊本県特定不妊治療費助成事業承認通知書の写し(県が発行)
- ③ 特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し(指定医療機関が発行)
- ④ 特定不妊治療費に係る領収書の写し(指定医療機関が発行)
- ⑤ 住民票(夫婦のうち上天草市に住民票がある方に限る。)
- ⑥ 夫婦の属する世帯全員の市税等(上天草市に係るものに限る。)の未納のない証明

(世帯員全員の「未納がない証明」と世帯で1つの「上下水道の未納がない証明」が必要です。)

※ただし、⑤及び⑥の書類は、証明すべき事実を公簿等によって市が確認することに同意の署名をされた場合は、当該書類の添付を省略することができます。

※申請書類は、費用が発生するものもありますので、必ず申請前に保健センターまでご確認をお願いします。

4 申請期限

原則として県事業の承認を受けた日から6カ月以内に申請してください。

5 審査の結果

市が申請内容の審査を行い、「上天草市不妊治療費助成金交付決定及び確定通知書(様式第4号)」を申請者宛に送付します。(上天草市不妊治療費助成金請求書(様式第5号)を同封します。)

6 請求書の提出

上天草市不妊治療費助成金請求書(様式第5号)の提出をして頂きます。

7 申請書及び請求書の提出先及び問い合わせ先

上天草市健康福祉部健康づくり推進課(上天草市保健センター) 母子保健係
(直通番号) 0969-28-3376

【特定不妊治療費助成事業の流れ(県事業の承認後の申請方法について)】

市に書類を提出

原則として県事業の承認を受けた日から6カ月以内に申請してください。

- 提出するもの：① 上天草市特定不妊治療費助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
② 熊本県特定不妊治療費助成事業承認通知書の写し(県が発行)
③ 特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し(指定医療機関が発行)
④ 特定不妊治療費に係る領収書の写し(指定医療機関が発行)
⑤ 住民票(夫婦のうち上天草市に住民票がある方に限る。)
⑥ 夫婦の属する世帯全員の市税等(上天草市に係るものに限る。)の未納のない証明
※⑤及び⑥は、市長が公簿等によって確認することに同意をされる場合は、不要となります。

提出先：上天草市健康づくり推進課(上天草市保健センター)

市が申請内容の審査を行います。

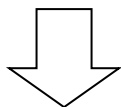
上天草市不妊治療費助成金交付決定及び確定通知書(様式第4号)の発行

審査の結果、上天草市不妊治療費助成金交付決定及び確定通知書(様式第4号)を申請者宛に送付します。(上天草市不妊治療費助成金請求書(様式第5号)を同封します。)

(次ページに続く)

市に請求書を提出（上記の交付決定及び確定通知書に基づいた金額の請求を行う。）

上天草市不妊治療費助成金請求書（様式第5号）の提出を行う。



指定された口座に振り込まれます。